# 第５章

# マレーシアのイスラーム金融

中川　利香

要約：

　本稿は、マレーシアのイスラーム金融の発展動向について考察することを目的としている。とくに、法制度、規制・監督制度、金融システム、人材育成機関などの制度面と、統計資料によるイスラーム金融制度の規模の面に着目する。また、マレーシアはイスラーム金融市場でのプレゼンスを高め、国際イスラーム金融市場のハブ化を目指すために、国際機関によるイスラーム金融 ADR のルール制定や、イスラーム金融の国際機関の誘致、中東諸国との経済関係の強化などのグローバル化を意識した行動にも触れる。

　マレーシアでは政府主導の下でイスラーム金融制度が発展してきた。とくに銀行部門と債券市場の発展は著しく、それに比べてタカフル部門の発展は若干遅れているようである。マレーシアはムスリム人口が多く、政府が 2010 年までにイスラーム金融のシェアを 20%とする目標を掲げていることから、今後も国内ではイスラーム金融は拡大するだろう。中東との経済関係の強化により、この地域からの投資を積極的に誘致しようとしてきた。しかしながら、2008 年頃から深刻になった金融危機の影響で原油価格は断続的に下落し、中東諸国の経済も悪化している。よって、オイルマネーの取り込みを狙うイスラーム金融戦略は見直しを余儀なくされるだろう。

キーワード：

　バンク・イスラーム・マレーシア　マレーシア国際イスラーム金融センター　MIFC

イスラーム金融 ADR

## はじめに

マレーシアのイスラーム金融は、1980 年代にイスラーム金融制度が導入されてから発展を続けてきた。この背景には 1970 年代の国内外の社会･政治情勢の影響が大きかったといえる。国内における新興イスラーム勢力の台頭、1979 年のイラン・イスラーム革命などの国内外の政治的・社会的な出来事は、1981 年７月に首相に就任したマハティールの国家運営にも影響していたのである。

このような状況のもと、1983 年に初のイスラーム銀行が設立された。1993 年に民間銀行に対してイスラーム銀行サービスの提供が許可されたものの、1990 年代はあまり顕著な展開はみられなかった。イスラーム金融が急激に発展し始めたのは 2001 年以降のことである。原油価格の高騰で中東や欧米の金融機関や投資家などがイスラーム金融への関心を高め、マレーシアもこの勢いに乗る形でイスラーム金融業の更なる発展を遂げてきたのである。政府は、イスラーム金融の分野で国際金融市場のハブを目指すという野心的な目標も掲げ、国内外でのイスラーム債の発行、外貨建イスラーム金融サービスに関する規制緩和などを積極的に進めた。また、中東資本の銀行に対するイスラーム銀行ライセンスの付与、マレーシアの大規模地域開発プロジェクトへの中東資本の誘致など、中東との経済関係を強化する動きも目立つようになった。

このように、マレーシアのイスラーム金融は国内外の動向から影響を受けながらも政府主導の下で発展してきた。以上の背景より、本稿の目的はマレーシアのイスラーム金融制度の導入とその発展動向を考察することである。筆者は既に中川[2006 a、b]および Nakagawa[2009]においてマレーシアのイスラーム金融に関する研究を発表している。しかし、マレーシアのイスラーム金融の進展は極めて速いため、情報を整理し直す必要がある。よって、本稿ではイスラーム金融の導入背景や制度面の基本的な事項を抑えつつ、最近の動向まで含めた状況を考察したい。本稿の構成は次のとおりである。第１節ではイスラーム金融制度の導入背景をまとめる。続いて第２節ではイスラーム金融制度を概観する。ここでは、法制度、規制・監督当局、金融システム、人材育成機関などの情報を整理する。第３節では、統計資料を用いて銀行、債券市場、タカフルの最近の動向について述べる。第４節では、イスラーム金融の国際取引や外国との関係に着目し、国際イスラーム金融センターの設置や国際機関の誘致、裁判外紛争処理制度の整備、中東経済との関係強化をめぐる動向について述べる。最後に、本稿のまとめと今後の研究課題について述べ、結論とする。

## 第１節　イスラーム金融導入の背景

マレーシアでイスラーム金融制度が導入されたのは、マハティール政権期（1981 年～2003 年）のことであった。その背景はすでに鳥居[2003b]、中川[2006a]で述べられているとおりであるので、その文献に沿って再度確認してみよう。マレーシアにおけるイスラーム金融制度の導入に関する議論はマハティール氏が首相に就任する前から行われていたが、それが具体化したのはイスラーム銀行が設立された 1983 年以降であった。したがって、マレーシアのイスラーム金融制度導入の背景は、当時のマレーシアの国内外の状況を考慮する必要がある。なかでも大きな影響を及ぼしたのは、1970 年代に盛り上がりをみせたイスラーム復興運動と 1971 年に政府が開始した新経済政策（New Economic Policy：NEP）であろう[1]。NEP の策定過程において新興イスラーム勢力が存在感を高めたことは、マハティールの政権運営にも大きな影響を及ぼした。例えば、マハティールはマレーシア・イスラーム青年隊（Angkatan Belia Islam Malaysia）の会長で、当時のイスラーム復興運動において中心的な役割を果たしていたアンワール・イブラヒムを与党 UMNO に取り込んだことがあげられる。マハティールは国の近代化と宗教的価値観の両立を目指し[2]、（１）イスラームの考えを経済取引――とりわけ金融取引――に反映させること、（２）イスラームの高等教育機関や調査研究機関の設立、という方法を採用した。前者については、1983 年にマレーシア初のイスラーム銀行としてバンク･イスラーム･マレーシア（Bank Islam Malaysia Bhd.）が設立された[3]。また後者については、イスラーム経済開発財団（Yayasan Pembangunan Ekonomi Islam Malaysia）や国際イスラーム大学（International Islamic University Malaysia）などが設立された。

## 第２節　イスラーム金融制度：概観

### １．法制度

通常、銀行の設立にあたっては従来の銀行法を改正するか、別途イスラーム銀行法を制定する必要がある。既存の銀行法でイスラーム銀行を設立することができない理由は、財の売買取引を伴うイスラーム銀行独特のサービス内容と関係している。一般的な銀行法では、銀行が財の売買を行うことが禁じられている場合が多い。よって、イスラーム銀行業務に支障がないように既存の法を改定するか、別途イスラーム銀行法を定めることが必要となる。マレーシアの場合、従来の 1989 年銀行・金融機関法では銀行が金や外貨以外の財の売買（卸売、小売、輸出入など）に関与してはならない

旨が定められている（32 条）。よって、この法律を改正するか、別途法律を制定する必要があった。結局、政府は 1983 年イスラーム銀行法（Islamic Banking Act 1983）を制定したのであった。

タカフル（takaful）――イスラーム式の保険――についても銀行と同様に、一般的な保険会社とは異なりタカフル特有の運営形態があるために根拠法の整備が必要である。一般の保険と最も異なる点は、加入者の掛金の運用方法である。保険会社の場合、被保険者から徴収した掛金の運用方法に制約がないのに対し、タカフル事業者の場合はイスラームの教えに則って運用しなければならない（Bank Negara Malaysia [2005：3]）。この場合も、政府はイスラーム銀行と同様に 1984 年にタカフル法（Takaful Act 1984）を制定して対応した。

資本市場での取引に関してもイスラーム金融取引に支障がないように、さまざまな根拠法の制定が必要である。まず、政府は 1983 年に政府投資法（Government Investment Act 1983）を制定した。これは、中央銀行が銀行に課している流動資産規制への対応でもあった。マレーシアでは、銀行は顧客から預かった預金の一部を流動性の高い資産（例えば国債）で保有しなければならない。これはイスラーム銀行に対しても同様である。しかし、イスラーム銀行は流動性の高い資産として利子が発生する国債を購入することができない。よって、政府はこれに対処するために法を制定し、利付債ではなく割引ベースによるイスラーム債を発行したのである。

また、株式投資やイスラームインデックスなどへの投資の場合、そのような商品を扱う業者は 2007 年に施行された資本市場およびサービス法（Capital Markets and Services Act 2007）に従ってライセンスを取得しなければならないとされている。このほかにも、証券委員会や取引所がガイドラインを定めており、イスラーム金融取引を行う際には、それらのガイドラインの遵守が求められる[4]。

## ２．規制・監督体制

イスラーム金融機関の規制および監督は、銀行とタカフルにおいては中央銀行（Bank Negara Malaysia）が、証券業等[5]においては証券委員会（Securities Commission）が担当している。さらに、自主規制機関として証券取引所（Bursa Malaysia）が取引ルール、行為規定などを定めて市場の発展を担っている。また、オフショア取引に関してはラブアン・オフショア・金融サービス庁（Labuan Offshore Financial Services Authority）が規制・監督を行っている。このほか、民間の業界団体として証券業協会、投資信託業界、アセット・マネージャー協会も各業界の自主規制ルール（code of conduct）を定め、市場の健全な発展に重要な役割を担っている。

## ３．イスラーム金融機関

マレーシアで活動するイスラーム銀行サービスを提供している機関は 31 行ある（2009 年 1 月時点）。内訳は、イスラーム銀行（投資銀行含む）が 21 行、イスラーム銀行スキームを実施している銀行が 10 行である。イスラーム銀行スキームは、1993 年、政府がイスラーム銀行市場を発展させるために既存の銀行に対してイスラーム銀行サービスへの参入を許可したスキームである[6]。また、開発金融機関は６行となっている。タカフルについてはリタカフルも含めて 15 社がマレーシアで業務を行っている（表１）。

表１．イスラーム金融サービスを提供している機関（2009 年 1 月現在）

| | |
|---|---|
| ●イスラーム銀行 | |
| Affin Islamic Bank Bhd. | Hong Leong Islamic Bank Bhd. |
| Al-Rajhi Banking & Investment Corporation (Malaysia) Bhd. | HSBC Amanah Malaysia Bhd. |
| Alliance Islamic Bank Malaysia Bhd. | Kuwait Finance House (Malaysia) Bhd. |
| AmIslamic Bank | Maybank Islamic Bhd. |
| Asian Finance Bank Bhd. | OCBC Al-Amin Bank Bhd. |
| Bank Islam Malaysia Bhd. | Public Islamic Bank Bhd. |
| Bank Muamalat Malaysia Bhd. | RHB Islamic Bank Bhd. |
| CIMB Islamic Bank Bhd. | Standard Chartered Saadiq Bhd. |
| EONCAP Islamic Bank Bhd. | |
| ●イスラーム銀行スキーム実施行 | |
| 商業銀行 | |
| Citibank Bhd. | Deutsche Bank (Malaysia) Bhd. |
| The Royal Bank of Scotland Bhd. | |
| 投資銀行 | |
| AmInvestment Bank Bhd. | KAF Investment Bank Bhd. |
| Alliance Investment Bank Malaysia Bhd. | MIDF Amanah Investment Bank Bhd. |
| Aseambankers Bhd. | OSK Investment Bank Bhd. |
| CIMB Investment Bank Bhd. | |
| 開発金融機関 | |
| Bank Kerjasama Rakyat Malaysia Bhd. | Export-Import Bank of Malaysia Bhd. |
| Bank Perusahaan Kechil & Sederhana Malaysia Bhd. | Bank Pertanian Malaysia Bhd. |
| Bank Pembangunan Malaysia Bhd. | Bank Simpanan Nasional Bhd. |
| ●国際イスラーム銀行 | |
| Unicorn International Islamic Bank Malaysia Bhd. | PT. Bank Syariah Muamalat Indonesia, Tbk. |
| ●タカフル | |
| CIMB Aviva Takaful Bhd. | MAA Takaful Bhd. |
| Etiqa Takaful Bhd. | Prudential BSN Takaful Bhd. |
| Hong Leong Tokio Marine Takaful Bhd. | Syarikat Takaful Malaysia Bhd. |
| HSBC Amanah Takaful Bhd. | Takaful Ikhlas Sdn Bhd. |
| ●リタカフル | |
| MNRB Retakaful Bhd. | ACR Retakaful SEA Bhd. |
| Munchener Ruckversicherungs-Gesellschaft (Munich Retakaful) | |
| ●国際タカフル | |
| AIA Takaful International Bhd. | |

（出所）Malaysia International Islamic Financial Centre ウェブサイト（www.mifc.com、2009 年 1 月 13 日アクセス）より引用。

４．その他

（１）預金保険公社（Malaysia Deposit Insurance Corporation：MDIC）

MDIC は 2005 年９月、預金保険制度の導入を目的として設立された。この制度では外資を含む商業銀行、イスラーム銀行、投資銀行は対象機関とされているが、マレーシアの銀行の海外支店、保険会社、各種ファンドは含まれない。加盟金融機関は前年末の保有預金残高の 0.5%を保険料として MDIC に納めることが定められている（2005 年預金保険公社法 43 条）[7]。MDIC がカバーする金額は１金融機関の１顧客につき６万リンギとなっていたが、昨今の世界的な金融危機の影響を考慮して 2008 年 10 月、政府は預金を全額保護するとの方針を打ち出した（Malaysia Deposit Insurance Corporation [2008]）[8]。これは 2008 年 10 月 16 日から 2010 年 12 月 31 日までの時限的措置となっている。

（２）イスラーム・インターバンク市場（Islamic Interbank Money Market：IIMM）

IIMM はイスラームベースで集めた預金の有効活用のために 1994 年１月に開設された銀行間の短期金融市場である。2008 年 12 月現在では、表２に示したように 12 種類の取引が行われている。インターバンク市場は銀行間の余剰資金の有効活用のほかに、中央銀行のオペレーションが行われる場でもある。利子が禁じられたイスラーム金融制度における中央銀行の介入を問題なく行うため、政府は IIMM を設置し、イスラームの教えに則った形でのインターバンク取引を可能にしたのであった。

表２．IIMM での取引

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | Mudarabah Interbank Investment (MII) | 7 | When Issue (WI) |
| 2 | Wadiah Acceptance | 8 | Islamic Accepted Bills (IAB) |
| 3 | Government Investment Issue (GII) | 9 | Islamic Negotiable Instruments (INI) |
| 4 | Bank Negara Monetary Notes-i (BNMN-i) | 10 | Islamic Private Debt Securities |
| 5 | Sell and Buy Back Agreement (SBBA) | 11 | Ar Rahnu Agreement-I (RA-i) |
| 6 | Cagamas Mudharabah Bonds (SMC) | 12 | Sukuk BNM Ijarah (SBNMI) |

（出所）IIMM ウェブサイト（iimm.bnm.gov.my、2008 年 12 月 10 日アクセス）より引用。

（３）イスラーム金融国際教育センター（International Centre for Education in Islamic Finance：INCEIF）

INCEIF は 2006 年 3 月、中央銀行によりイスラーム金融の人材育成を目的として開始されたプログラムである。その内容は、大学院レベルのインターネットベースでの教育プログラムから修士号や博士号の取得が可能なものまで多様である。このプログラムは国内のみならず外国にもオープンにされており、これまでにバハレーン、イラン、クウェートといった中東や、バングラデシュ、インド、香港などのアジア諸国、

欧米諸国など 40 カ国以上の人々がこのプログラムに参加した実績がある[9]。

また、2008 年３月、INCEIF はイスラーム金融とシャリーアに関する研究を促進するために国際シャリーアリサーチ学院（International Shariah Research Academy for Islamic Finance：ISRA）を開設すると発表した。ISRA は、イスラーム金融とシャリーアの調査・研究の促進や、規制担当者や研究者に対して研究や議論の場を提示するものと位置づけられている[10]。

## 第３節　イスラーム金融の現状

### １．銀行

マレーシアでは政府がイスラーム金融の育成に熱心なこともあり、イスラーム銀行およびイスラーム銀行スキーム実施行の業務は順調に伸びている。図１と図２は、銀行部門全体に占めるイスラーム部門の預金と貸出のシェアを示したものである。預金の場合、イスラーム銀行スキームがはじまった 1994 年の時点ではわずか 0.8%であったが、2007 年には 15.8%となった（図１）。貸出についても順調で、1996 年のシェア 1.1%から 2007 年には 13.9%にまで拡大した（図２）。どちらも 1998 年以降の拡大が堅調である。この背景には、1990 年代終わりに発生したアジア通貨危機の影響が関係している。マレーシアでは通貨危機の対処として中央銀行は金融引き締めを行った[11]。これにより非イスラーム銀行から借入を行っていた多くの債務者は多大な影響を受けたが、イスラーム銀行から借入を行っていた人々は影響を受けなかったと指摘されている（Haris[1999：6-7]）。通常、銀行の貸出金利は中央銀行の政策金利に連動するため、中央銀行が金融引き締めを行えば銀行の貸出金利も上昇する。そのため、多くの人々は金利の上昇によって利払い負担が増加した。しかし、イスラーム銀行からの借入には利子は存在しない。そのため、イスラーム銀行の債務者は金融引き締めによる返済金額の増加という事態に直面しなかったのである。

この現実は、人々のイスラーム銀行に対する信頼を高めることにつながったと考えられるだろう。もうひとつ重要な点として、政府が銀行に対してターゲットを定めたことである。政府は 2010 年までに銀行部門に占めるイスラーム銀行のシェア（預金と出資）を 20%に拡大させることを目標とし、2001 年から毎年のターゲットを定めたのである。このターゲットは 2010 年に 20%になるように毎年段階的に引き上げられている。よって、とくに 2000 年以降の預金と貸出が拡大しているのである。

次に、期日払いの預金（３ヶ月もの）としてイスラーム銀行の投資預金と非イスラーム銀行の定期預金の金利を参考に、イスラーム銀行の預金収益率（rate of return of

deposit）と非イスラーム銀行の利子率を比較してみたい。投資預金とはイスラーム銀行特有の金融商品で、要求払い預金とは異なり預入期間が設定された預金である。図３をみると、1999 年までは両者が乖離している。マレーシアが好景気であった時期は定期預金の利子率が投資預金のそれを上回っていたが、一次産品価格の下落と IC 価格の低迷に起因する景気悪化の時期にあたる 1987 年と、通貨危機による景気悪化の時期にあたる 1998 年～1999 年は預金収益率が利子率を上回っている。つまり、非イスラーム銀行の利子率は国内の景気に合わせた動きであるが、イスラーム銀行の場合はそれと反対の動きを示していることがわかる。図１から 1997 年から 1998 年にかけての預金の伸び率はそれ以前と比べると大きいが、これは投資預金の預金収益率が定期預金の利子率よりも高いことが関係していると推測できよう。このような利子率の乖離は 2000 年を境になくなっており、それ以降はどちらも同じような動向を示すようになっている[12]。

図１．イスラーム金融による預金シェアの推移

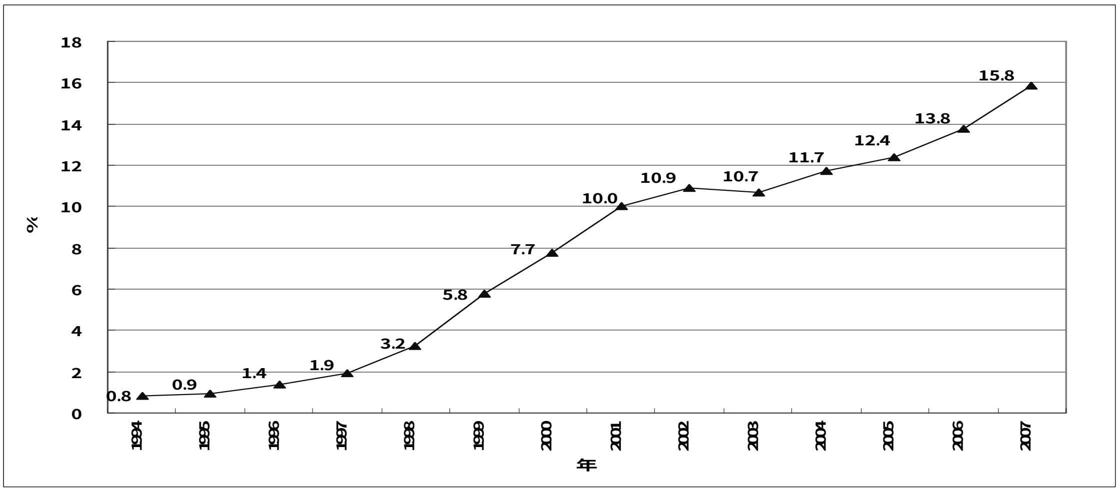


（出所）Bank Negara Malaysia [2008a] *Monthly Statistical Bulletin*, November より作成。

図２．イスラーム金融による貸出シェアの推移

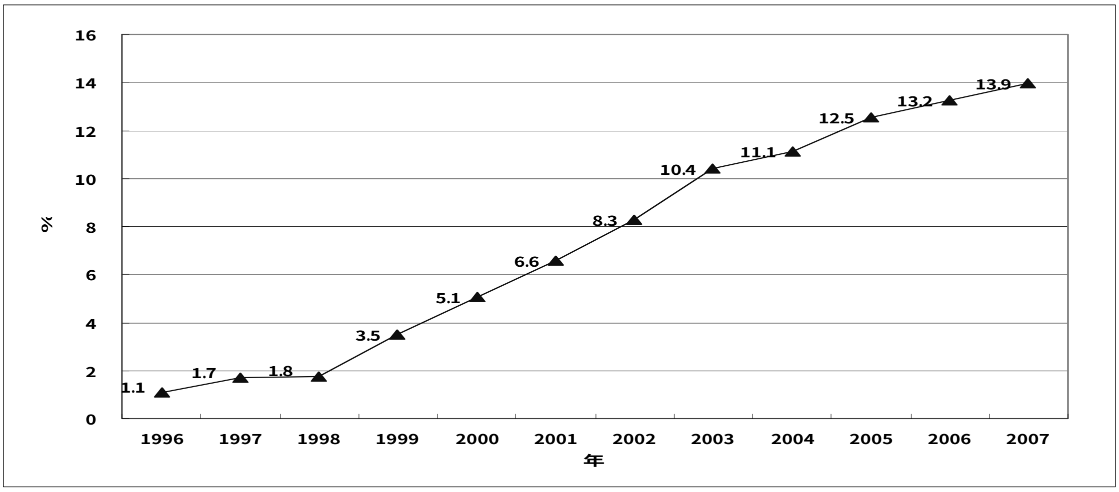


（出所）Bank Negara Malaysia [2008a] *Monthly Statistical Bulletin*, November より作成。

図３．利子率の推移

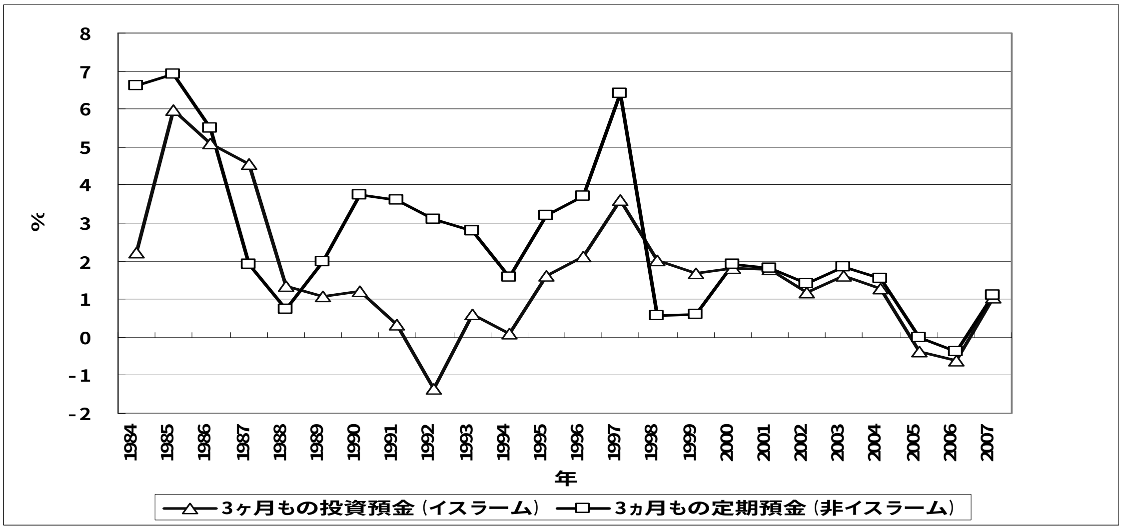


（出所）Bank Negara Malaysia [2008a] *Monthly Statistical Bulletin*, November より作成。

## ２．証券市場

### （１）イスラーム債

政府によるイスラーム債は３年超の長期債である政府投資債（Government Investment Issues：GII）と、短期の財務省証券（Malaysian Islamic Treasury Bills：MITB）の２種類発行されている（表３）。GII は３～10 年の政府債で発行サイズは 10 億～35 億リンギである。リターンについてはゼロ・クーポン債の場合は割引ベースであり、利益ベース（profit-based GII）の場合は半年毎の利益率に基づいて投資家に支払いが行われる。

売り出しに関しては、イスラーム銀行とプリンシパル・ディーラーによる競争入札が行われる。プリンシパル・ディーラーは、国債市場の発展を目的として政府ないし中央銀行が指定し、優先的に国債の入札を行う金融機関である。国債の流通はプリンシパル・ディーラーを通して行われるため、国債の発行市場と流通市場の発展のためには重要な存在である。一方、MITB は短期債であるため満期は 1 年未満であり、発行サイズは１億～２億リンギで割引ベースでの販売である。償還、課税、流通市場に関しては双方とも満期償還、源泉課税の免税、相対取引となっている。

企業によるイスラーム債（社債）発行に関しては、証券委員会が 2004 年に発行したガイドライン（Guidelines on the Offering of Islamic Securities）に従わなければならない。証券委員会の統計によると、2007 年の承認ベースによる社債全体に占めるイスラーム債の割合は 76.4%と圧倒的なシェアである。実際に発行された社債に関しイスラーム債のシェアをみても、2007 年には 57.2%、2008 年は第２四半期の時点で 44.9%であった。残高ベースでも 56%と半分以上がイスラーム債であった（表４）。取引手法別の内訳については 2008 年９月末時点での集計によると、損益分担方式によるムシャラカが 64.2%と最も大きなシェアを占めており、次いでリース方式のイジャラが 22.5%であった（表５）。割賦販売方式やコスト・プラス方式による発行はそのシェアが小さく、１桁にとどまっている。

表３．イスラーム債の概要（政府債）

| | GII | MITB |
|---|---|---|
| 発行体 | マレーシア政府 | |
| 期間 | ３～10 年 | 273～365 日 |
| 発行サイズ（リンギ） | 10 億～35 億 | １億～２億 |
| リターンについて | ゼロ・クーポン債の場合は割引ベース<br>利益ベースの場合は利益率（利回りの加重平均）を半年毎に支払い | 割引債 |
| 売り出し方法 | イスラーム銀行とプリンシパル・ディーラーによる競争入札 | 競売 |
| 償還 | 満期に償還 | |
| 課税 | 源泉課税は免税（キャピタル・ゲイン税はなし） | |
| 流通市場での取引 | 相対 | |

（出所）Bank Negara Malaysia ウェブサイト（bondoinfo.bnm.gov.my、2008 年 12 月 16 日アクセス）より引用。邦語訳は筆者による。

表４．イスラーム債（社債）の概要

| 承認 | 2007 年 | 2008 年（第２四半期） |
|---|---|---|
| 件数 | 59 | 36 |
| 金額 | | |
| イスラーム債（RM billion）① | 121.30 | 24.6 |
| 債券合計（RM billion）② | 158.80 | 90.03 |
| うちイスラーム債の割合　①/② | 76.4% | 27. 3% |
| 発行 | 2007 年 | 2008 年９月 |
| 債券発行高（RM billion） | 72.9 | 37.66 |
| うちイスラーム債の割合 | 57.2% | 44.9% |
| 残高 | 2007 年 | 2008 年９月 |
| 債券発行残高（RM billion） | 135.8 | 146 |
| うちイスラーム債の割合 | 56% | 56% |

（出所）Securities Commission [2008] *Malaysian Islamic Capital Market*, Vol.3, No. 4, p. 23 より引用。ただし筆者により加筆・修正。

表５．取引手法別内訳（2008 年第３四半期現在）

| 取引手法 | 意味 | 割合 |
|---|---|---|
| Musharakah | Profit & Loss-Sharing | 64.2% |
| Ijarah | Leasing | 22.5% |
| Bai` Bithaman Ajil (BBA) | Deferred-Payment Sale | 7.3% |
| Murabahah | Cost-Plus Sale | 3.2% |
| Mudharabah | Profit-Sharing | 2.9% |

（出所）Securities Commission [2008] *Malaysian Islamic Capital Market*, Vol.3, No. 4, p. 23 より引用。

## （２）その他投資商品

マレーシアのイスラーム金融取引は投資信託分野にも存在する。表６は証券委員会が発表したシャリーアベースの投資信託に関する統計である。それによると、承認されたシャリーアベースの投資信託数は 2008 年９月時点で 149 となっており、投資信託は全体の約４分の１を占めることがわかる。純資産価値のシェアについては 2007 年の 10%から若干増加して 11.8%であった。マレーシアでは、相対的に所得水準が低いとされているブミプトラの所得獲得の機会を増やすために投資信託が盛んである。よってこのような国内事情を勘案すると、シャリーアベースの投資信託が今後も増加するものと推測できるだろう[13]。

表６．シャリーアベースの投資信託ファンド

| 承認 | 2007 年 | 2008 年９月 |
|---|---|---|
| シャリーアベースファンド数 | 134 | 149 |
| 投資信託ファンド合計 | 521 | 582 |
| 純資産価値（NAV） | | |
| シャリーアベース（RM billion） | 16.90 | 17.54 |
| 投資信託ファンド合計（RM billion） | 169.40 | 148.81 |
| シャリーアベース投資信託の割合 | 10.0% | 11.8% |

（出所）Securities Commission [2008] *Malaysian Islamic Capital Market*, Vol.3, No. 4, p. 23 より引用。

### ３．タカフル

マレーシアのタカフルは、家族タカフル（family takaful）と一般タカフル（general takaful）の２種類に分けることができる。前者は家族の死亡や障害や医療や健康、子供の教育に備えるためのものであり、後者は住宅や自動車などの損害をカバーするためのものである。表７によると、代理店数の増加が顕著であり、とりわけ家族タカフルの伸びが顕著である。2001 年の家族タカフルの代理店は 5,391 であったが、2007 年には 32,987 にまで増加した。とくに 2006 年から 2007 年にかけては 188%増である。それにともない、ファンド資産も増加している。家族タカフルの資産規模は 2000 年の時点で 26 億リンギであったが、2007 年には 74 億リンギと 2.8 倍にもなった。市場シェアの拡大は銀行部門ほど著しくないが、それでも 2006 年まで５%台であったのが 2007 年には 7.2%となった。このように、マレーシアではタカフルも市場シェアが拡大しつつあるが、銀行に比べるとそのスピードは緩やかであるといえよう。

表７．タカフル主要統計

| | 2001 年 | 2002 年 | 2003 年 | 2004 年 | 2005 年 | 2006 年 | 2007 年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| タカフルオペレーター数 | 2 | 3 | 4 | 4 | 5 | 8 | 8 |
| 代理店数 | 6,528 | 9,191 | 11,433 | 14,370 | 14,059 | 15,194 | 43,843 |
| 家族タカフル | 5,391 | 7,227 | 9,893 | 11,842 | 11,781 | 11,188 | 32,987 |
| 一般タカフル | 1,137 | 1,716 | 2,161 | 2,376 | 2,260 | 2,967 | 2,846 |
| ファンド規模（百万リンギ） | | | | | | | |
| 家族タカフル | 2,645 | 3,163 | 3,861 | 4,305 | 5,048 | 5,801 | 7,443 |
| 一般タカフル | 375 | 464 | 568 | 724 | 830 | 1,098 | 1,373 |
| 市場シェア（%）* | 5.0 | 5.3 | 5.6 | 5.6 | 5.7 | 5.9 | 7.2 |

（注）* 資産のシェア。

（出所）Bank Negara Malaysia [2007] *Takaful Annual Report 2006* および同[2008b] *Takaful Annual Report 2007* より抜粋（www.bnm.gov.my/index.php?ch=12、2008 年 12 月 25 日アクセス）。

## 第４節　グローバル化との関連

### １．マレーシア国際イスラーム金融センター（Malaysia International Islamic Financial Centre：MIFC）

マレーシアでは、2001 年に中央銀行によって発表された『金融セクターマスタープラン』で同国をイスラーム金融市場のハブにするという目標を掲げている。また、2003 年以降の原油価格の高騰を背景に豊富な資金を保有する中東産油国との経済関係を強化しようとしてきた。これらを達成するには、国内のイスラーム金融市場の拡大はも

とより、国際的なイスラーム金融取引を増やす必要がある。そのひとつの方法として、2006 年８月、中央銀行内に MIFC を設置し、地場および外資系民間金融機関に対して外貨建イスラーム金融業務のライセンスを付与し始めた。MIFC はさまざまなインセンティブを付与することによって、（１）スクークの組成、（２）ファンドおよびウェルスマネジメント、（３）国際イスラーム銀行業務、（４）国際タカフル、（５）人的資本育成、の５つの分野で中心的な役割を果たすものとしている。そのインセンティブは業種によって若干異なるものの、共通しているのは 10 年間の法人税と印紙税免除（2016 年）、100%外資の出資可能、オフィスの立地はラブアン以外でも可能[14]、という点である。

## ２. クアラ・ルンプール地域仲裁センター（Kuala Lumpur Regional Centre for Arbitration: KLRCA）

クアラ・ルンプール地域仲裁センターは、1978 年にアジア・アフリカ法律諮問機関（Asian-African legal Consultative Organization）によって商取引に関する紛争解決の専門機関として設立された。近年、金融取引においても裁判外紛争処理制度（Alternative Dispute Resolution：ADR）[15]が注目されていること、イスラーム金融取引においては商業取引や不動産取引が伴うことから、KLRCA は 2007 年３月にイスラーム金融 ADR のルールを整備した[16]。ルール制定からまだそれほど時間が経過していないため、現状では ADR の件数や解決に要する日数などの詳細は不明な点が多い。今後、こうした制度が利用されるにつれて、イスラーム金融 ADR の利用状況について明らかにされることを期待したい。

## ３. イスラーム金融に係る国際機関の誘致

すでに述べたとおり、マレーシアはイスラーム金融のハブを目指していることから、イスラーム金融に関係する国際機関の誘致も積極的に行った。そして 2002 年、イスラーム金融の国際的な規制・監督機関であるイスラーム金融サービス委員会（Islamic Financial Services Board：IFSB）の誘致に成功した。IFSB はリスク管理、資本要件、コーポレート・ガバナンス、監督手順、マネー・マーケットなどの面において発展途上であるイスラーム金融取引に関する国際基準、基本原則、テクニカルノートを作成している。さらに、自己資本規制に関連した基準、集団投資スキームのガバナンス、タカフルのコーポレート・ガバナンス、シャリーア・ガバナンスなどの国際基準やガイドラインの作成にも取り組んでいる[17]。この機関の役割は国際的な金融取引の規制・監督団体であるバーゼル銀行監督委員会（BCBS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、保険

監督者国際機構（IAIS）などを補完する位置づけにあるといってよい。なお、IFSB のメンバーは、各国金融規制・監督当局、中央銀行、国際機関、民間金融機関など、合計 175 の機関から構成されている[18]。

## ４．イスラーム金融を通じた中東との関係強化

マレーシアでは、オイルマネーを取り込むためにイスラーム金融という手段を通じて中東諸国との経済関係を強化しようとしてきた。その一例として、2004 年に Kuwait Finance House、Al Rajhi Banking & Investment Corporation、中東の銀行３行（Qatar Islamic Bank、URSD Investment Bank Inc.、Global Investment House）が設立した合弁銀行にそれぞれライセンスを付与した。従来、外資系銀行の新規参入を厳しく規制してきたマレーシアでは画期的なことである。また、マレーシア政府は中東で 2001 年に 1.5 億米ドル、2002 年には６億米ドルと、外貨建てイスラーム債を発行した[19]。2007 年には政府の投資会社であるカザナ（Khazanah Nasional）がドバイの取引所に 8.5 億ドルの債券を上場した。これらに加え、政府はマレーシアの大規模地域開発においてとくに不動産開発の分野に中東からの投資を期待している。このように、イスラーム金融の分野で中東との結びつきを強化しようとする動きは、マレーシアへの中東のオイルマネーの流入を期待するほかに、この分野においてマレーシアの存在感を高めることも狙いとされていると考えられよう。しかしながら、2008 年に深刻化した金融危機により原油価格が大幅に下落したため、中東経済やオイルマネーの動向が変調をきたしている。したがって、マレーシアが中東のオイルマネーの取り込みを狙った諸策の見直しは必至であり、今後のマレーシア政府の戦略を注意深く追う必要があるだろう。

## むすびにかえて

以上、マレーシアのイスラーム金融制度についてその導入背景と制度整備の状況、そして統計資料を用いてその実態を明らかにしてきた。マレーシアのイスラーム金融制度はまだ発展途上であり、今後も拡大を続けるものと思われる。アメリカ発の金融危機に始まった原油価格の急落は、中東のオイルマネーの動向に多大な影響を与えるだろう。したがって、オイルマネーの取り込みを狙ったマレーシアのイスラーム金融の戦略は見直しを迫られるかもしれない。しかし、マレーシアの場合はイスラーム金融に対する十分な需要が国内に存在する。また、政府は 2010 年までにイスラーム金融のシェアを 20%に拡大することを目標に掲げていることから、マレーシア国内のイスラーム金融の動きは今後も注目する必要があるだろう。

本稿では、マレーシアのイスラーム金融の動向に着目してきた。冒頭で述べたように、筆者はこれまでイスラーム金融制度に関する研究成果をいくつか発表してきたが、この分野の進展はきわめて早いことから、その後の実態の進展を把握することを主眼に置くことにした。今後はイスラーム金融制度の導入が経済や社会にもたらした影響や、企業金融のあり方、家計の貯蓄行動、銀行の貸出行動、国全体の資金循環などについて更なる分析が必要である。イスラーム金融に関する研究は、理論面では多くの研究者が取り組んでいるが、統計資料を用いた実証研究はデータの制約があるためにそれ程多くない。これはマレーシアでも同様の制約に直面すると思われるが、イスラーム金融制度の実態を少しでも明らかにするために、今後はこのような視点からの研究が望まれる。これらの点は今後の課題としたい。

(注)

[1] この点については、堀井[1987]および鳥居[2003a]も参照されたい。

[2] マハティール元首相は、1990 年に発表したスピーチ Vision 2020（Wawasan 2020）のなかで、「われわれ自身の特性をもつ先進国」を目標とすることを強調した。「われわれ自身の特性」とは、欧米的価値観ではなくイスラームの価値観を尊重することを含めていると考えられる。この点については、鳥居編[2006]の序章、第 1 章に詳しく述べられている。

[3] こうした社会情勢にくわえ、1962 年に設立されたムスリム向けの貯蓄機関である政府巡礼基金の成功は、マハティール政権にとってイスラーム金融制度の導入に追い風になったと推測できよう。1981 年 7 月、中央銀行はイスラーム銀行設立の事前調査を行うための委員会を設置し、その成果をまとめた報告書の中でイスラーム銀行の設立を提案した。こうして、マレーシア初のイスラーム銀行が設立された。

[4] ガイドラインは証券委員会（www.sc.com.my）と取引所（www.bursamalaysia.com）の各ウェブサイトを参照されたい。

[5] 投資信託、不動産投資信託、ファンド・マネジメント業なども含む。

[6] 経緯の詳細は中川[2006a]を参照されたい。

[7] Malaysia Deposit Insurance Corporation Act 2005。保険料の料率は 2009 年から変動することになっている。

[8] 参考までに MDIC がカバーする預金の種類は、定期預金、当座預金、貯蓄預金、信託預金、イスラーム預金、外貨預金、譲渡性預金証書（銀行以外の主体が保有するものに限定）などである。詳細は預金保険公社ウェブサイトに掲載されている（www.pidm.gov.my/_system/media/pdf/events/factsheet_government_guarantee.pdf、2008 年 12 月 1 日アクセス）。

[9] 詳細は INCEIF ウェブサイト（www.inceif.org）を参照されたい。

[10] 詳細は ISRA ウェブサイト（isra.my）を参照されたい。

[11] 後に中央銀行は金融緩和を行い、同時に資本流出規制、1 ドル＝3.8 リンギの固定為替相場制を採用したのは多くの報道資料や文献などで指摘されているとおりである。

[12] なぜそのような現象が観察されたのかについては、当時の金融環境をめぐる情勢などを考慮して更なる分析が必要と思われる。この点については、別の機会にゆずりたい。

[13] 証券委員会はファンド・マネジメント機関とファンド名を公表している。詳細は証券委員会ウェブサイトを参照されたい（www.sc.com.my/main.asp?pageid=252&menuid=279&newsid=&linked=&type=）。

[14] 従来、マレーシアでは外貨建取引はラブアン・オフショア金融センターの管轄になっており、

ラブアンにオフィスを設置しない限り外貨建取引ができなかった。しかし、イスラーム金融の外貨建取引については、オフィスの立地条件を緩和し、ラブアン以外でもビジネスが可能になった。

15 ADR は裁判以外に商取引におけるトラブルを解決する手段として近年注目されている。第三者が仲裁に関与しながら紛争を解決する ADR のメリットは、裁判と比較して低費用で短期的な解決が可能なこと、匿名性が保たれることなどが指摘されている。わが国でも、「金融トラブル処理義務化――金融審が報告書案、業態ごとに機関設置」（2008 年 12 月 3 日付け日本経済新聞)、「裁判せずトラブル処理『ADR』――短期・低額で紛争解決」（2008 年 12 月 7 日付け日本経済新聞）など、金融 ADR が新聞に掲載されるようになり、ようやく金融 ADR が注目されるようになったようである。

16 なお、マレーシアの ADR 制度は、KLRCA 以外にも取引所や業界団体が提供する民間型のサービスや、2005 年裁判外紛争処理法に基づく司法型のサービス、証券委員会が提供する行政型サービスが整備されている。詳しくは中川[2008]を参照されたい。

17 IFSB の詳細については、ウェブサイト（www.ifsb.org/background.php）を参照されたい。

18 参考までに、日本は日本銀行、国際協力銀行、日本証券業協会、みずほコーポレート銀行、野村證券、三井住友銀行、三菱東京 UFJ 銀行の７機関がオブザーバーとして登録している。なお、在マレーシア日系金融機関の三菱東京 UFJ 銀行（マレーシア現法)、野村アセット・マネジメント（マレーシア）もオブザーバーとなっている。

19 2001 年は First Global Sukuk Inc.が３～５年ものの債券を発行しており、マージンは６ヶ月 LIBOR プラス 1.5～2.0%。2002 年は Malaysia Global Sukuk が５年もの債券を発行しており、マージンは６ヶ月 LIBOR プラス 0.95%となっているこの他にも、サラワク州が州政府のイスラーム債を 2005 年に発行している。このような外貨建イスラーム債の情報は Liquidity Management Centre のウェブサイト（www.limcbaharain.com）に Global Sukuk Table として掲載されているので参照されたい。

## ［参考文献］


＜日本語文献＞

鳥居高[2003a]「マハティール政権下の開発政策とイスラーム」(『アジア研究』第 49 巻第 1 号）19-36 ページ。

鳥居高[2003b]「マレーシアにおけるイスラーム経済制度の展開――イスラーム銀行を中心にして――」（青木保、姜向中、小杉泰、坂元ひろ子、莫邦富、山室信一、吉見俊哉、四方田犬彦編『市場――トランスナショナル化する情報と経済――』岩波書店）87-98 ページ。

鳥居高編[2006]『マハティール政権下のマレーシア――「イスラーム先進国」をめざした 22 年』アジア経済研究所。

中川利香[2006a]「開発戦略とイスラーム金融の融合の試み――イスラーム銀行を中心に――」（鳥居高編『マハティール政権下のマレーシア――「イスラーム先進国」をめざした 22 年』アジア経済研究所）225-259 ページ。

中川利香[2006b]「マレーシアにおけるイスラーム金融の現状と課題」（*The JAIAS*

*Journal*、第 7 号）1-30 ページ。
中川利香[2008]「マレーシア」（日本貿易振興機構アジア経済研究所編『アジアの資本市場育成と消費者保護制度に関する法的考察』アジア経済研究所）271-288 ページ。
堀井健三[1987]「ブミプトラ政策下におけるイスラーム原理運動と村落社会の変動」（『アジア経済』第 28 巻第 2 号）84-105 ページ。
「金融トラブル処理義務化——金融審が報告書案、業態ごとに機関設置」（『日本経済新聞』2008 年 12 月 3 日）。
「裁判せずトラブル処理『ADR』——短期・低額で紛争解決」（『日本経済新聞』2008 年 12 月 7 日）

＜外国語文献＞

Bank Negara Malaysia [2005] *20 Years Experience of Malaysian Takaful Industry*, Kuala Lumpur: Bank Negara Malaysia.
Bank Negara Malaysia [2007] *Takaful Annual Report 2006*, Kuala Lumpur: BankNegara Malaysia.
Bank Negara Malaysia [2008a] *Monthly Statistical Bulletin*, November, Kuala Lumpur: Bank Negara Malaysia.
Bank Negara Malaysia [2008b] *Takaful Annual Report 2007*, Kuala Lumpur: BankNegara Malaysia.
Haris Hussein [1999] “Rewards of Virtue,” *Malaysian Business*, October 1, pp. 6-16
Malaysia Deposit Insurance Corporation [2008] “Fact Sheet on Government Deposit Guarantee”, Announcement by PIDM
（http://www.pidm.gov.my/_system/media/pdf/events/factsheet_governement guarantee.pdf、2008 年 12 月 25 日ダウンロード）
Nakagawa, Rika [2009] “The Evolution of Islamic Finance in Southeast Asia: The Case of Malaysia,” *The Journal of Applied Business Research*, Vol. 25, No. 1, pp. 111-126.
Securities Commission [2008] *Malaysian Islamic Capital Market*, Vol.3, No. 4, Kuala Lumpur: Securities Commission.